

水道行政の動向

○水道整備基本構想

- 1978年（昭和53年）1月18日：厚生省（当時）通知「水道法の一部改正に伴う広域的な水道整備計画等の策定について（通知）」
 - 都道府県の地域の自然的社会的諸条件に応じつつ、水道の計画的整備を図り、水道の諸問題の解決に資するとともに、広域的な水道の整備計画の方向を明らかにする「水道整備基本構想」の策定について配慮されたい
- ⇒山口県では1985年（昭和60年）に、未普及地域の解消・料金格差の是正及び水道事業経営の健全化を図るため、計画的かつ広域的に水道施設を整備するための基本的な方針として「**山口県水道整備基本構想**」を策定。
- 【基本構想における圏域の考え方】
- ・地勢・水源等の自然的条件に適合した地理的範囲であること
 - ・社会的、経済的条件から見て、住民の生活圏として一体性を有する地理的範囲であること
 - ・圏域内の水道の施設整備、維持管理、経営等の業務が遂行できる基盤を備えていること

○水道を取り巻く状況

- 我が国の水道は、98.0%の普及率を達成（平成29年度末）
 - ⇒これまでの「水道の拡張整備を前提とした時代」から「既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代」に変化。

現状の課題

①老朽化の進行

- ・高度経済成長期に整備された施設が老朽化。年間2万件を超える漏水・破損事故が発生。
- ・耐用年数を超えた水道管路の割合が年々上昇中。（H28年度14.8%）

②耐震化の遅れ

- ・水道管路の耐震適合率は4割に満たず、耐震化が進んでいない。（年1%の上昇率）
- ・大規模災害時には断水が長期化するリスク。

③多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱

- ・水道事業は主に市町村単位で経営されており、多くの事業が小規模で経営基盤が脆弱。
- ・小規模な水道事業は職員数も少なく、適切な資産管理や危機管理対応に支障。
- ・人口減少社会を迎え、経営状況が悪化する中で、水道サービスを継続できないおそれ。

④計画的な更新のための備えが不足

- ・約3分の1の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている。（原価割れ）
- ・計画的な更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多い。



これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくためには、**水道の基盤強化**を図ることが必要。

（出典：厚生労働省公表資料より）

○新水道ビジョン

- 2004年（平成16年）6月に厚生労働省が「水道ビジョン」を策定（2008年（平成20年）7月に改訂）
 - 日本の水道事業の目標となる将来像と具体的な施策・工程を提示。
- 2013年（平成25年）3月に「新水道ビジョン」に改定
 - 東日本大震災による経験や人口減少社会の到来による課題を受けた全面的な見直しを実施。
 - 関係者の役割分担を明示。
 - 【都道府県の役割】
 - ◇ 新水道ビジョンを踏まえた都道府県ビジョンの策定
 - ◇ リーダーシップを発揮した助言や支援

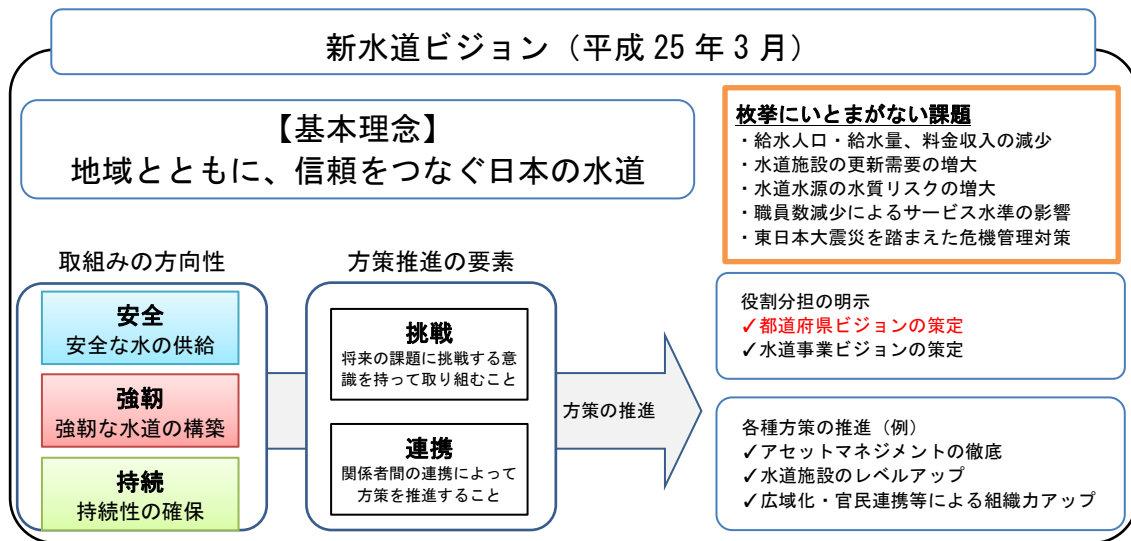


図 新水道ビジョン（出典：厚生労働省公表資料より）

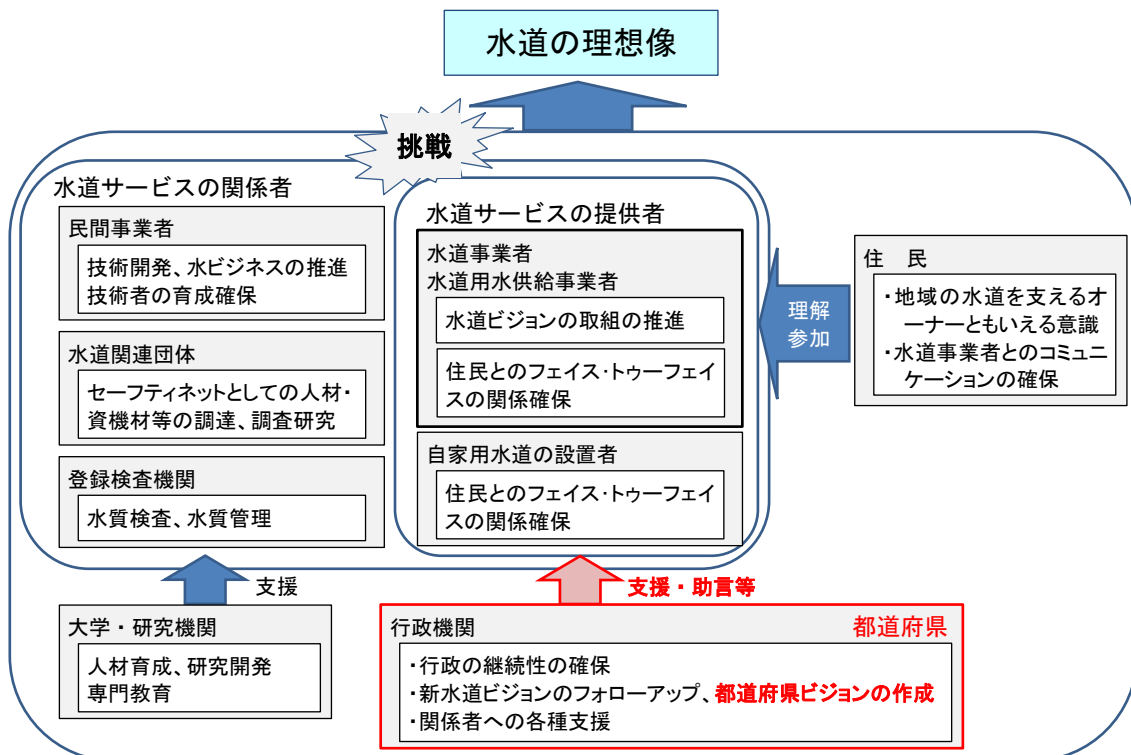


図 関係者の役割分担（新水道ビジョンより、一部編集）

○都道府県水道ビジョン

- 広域の見地から地域の水道のあり方を描き、新水道ビジョンの考え方に対応した方向性を踏まえつつ、都道府県内の水道事業者を牽引する要素を十分に備える内容とすることを基本とする。
- 地域の地理的社会的属性を考慮しつつ、水道サービスの持続性の確保、安全な水の供給、災害に強い施設整備その他水道の諸問題解決のための対策を盛り込み、また広域的な水道の整備と再構築計画の方向性を明らかにするため、各都道府県が定める管下全域の水道の整備と再構築に関する基本的な構想として作成するものとする。

北海道	北海道水道ビジョン	京都府	京都水道グランドデザイン 京都府水道ビジョン
岩手県	岩手県水道整備基本構想 いわて水道ビジョン	大阪府	大阪府水道整備基本構想 おおさか水道ビジョン
宮城県	宮城県水道ビジョン	奈良県	新領域水道ビジョン
秋田県	秋田県水道整備基本構想 秋田県版地域水道ビジョン	広島県	広島県水道整備基本構想 広島水道ビジョン
山形県	山形県水道ビジョン	徳島県	徳島県水道ビジョン
福島県	福島県水道整備基本構想 2013 福島県くらしの水ビジョン	香川県	香川県水道ビジョン
栃木県	栃木県水道ビジョン	福岡県	福岡県水道ビジョン
埼玉県	埼玉県水道整備基本構想 埼玉県水道ビジョン	長崎県	ながさき 21 水ビジョン
神奈川県	神奈川県水道ビジョン	熊本県	熊本県水道ビジョン
石川県	石川県水道整備基本構想[第 4 次] いしかわ水道ビジョン	大分県	大分県水道ビジョン
長野県	長野県水道ビジョン	鹿児島県	鹿児島県水道ビジョン
滋賀県	滋賀県水道ビジョン	沖縄県	沖縄県水道整備基本構想 おきなわ水道ビジョン

現在、47 都道府県のうち、
24 道府県がビジョンを策定している。

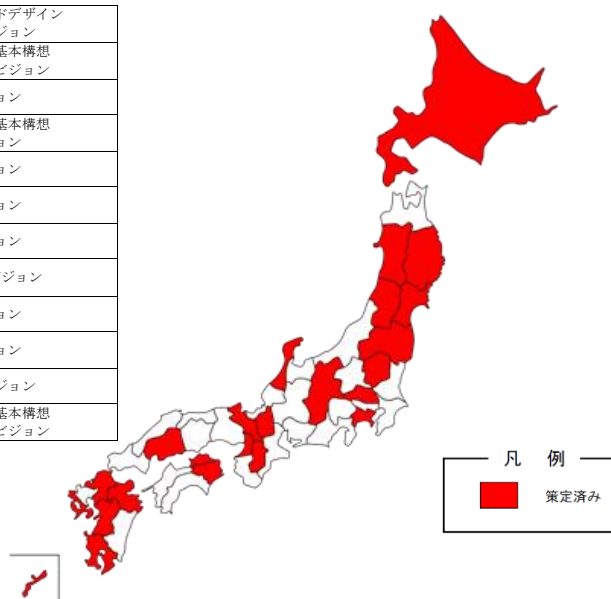


図 都道府県水道ビジョン策定状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

○水道法改正

次ページ参照

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制（5年）を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

令和元年10月1日（ただし、3. ②は令和4年9月30日までは、適用しない。）

広域連携の推進

水道事業は主に市町村が経営しており、小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携の推進が重要である。料金収入の安定化やサービス水準等の格差是正、人材・資金・施設の経営資源の効率的な活用、災害・事故等の緊急時対応力強化等の大きな効果が期待される。

広域連携の形態		内容	事例
事業統合		・経営主体も事業も一つに統合された形態（水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている。）	香川県広域水道企業団（香川県及び県下8市8町（直島町を除く）の水道事業を統合（H30.4～））
経営の一体化		・経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態（組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる。）	大阪広域水道企業団（大阪広域水道企業団が、四條畷市・太子町・千早赤阪村の水道事業を経営（H29.4～））
業務の共同化	管理の一体化	・水質検査や施設管理等、維持管理の共同実施・共同委託 ・総務系事務の共同実施、共同委託	神奈川県内5水道事業者（神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団）の水源水質検査等の業務を「広域水質管理センター」に一元化（H27.4～）
	施設の共同化	・水道施設（取水場、浄水場、水質試験センターなど）の共同設置・共用 ・緊急時連絡管の接続	熊本県荒尾市と福岡県大牟田市が共同で浄水場を建設（H24.4.1から供用開始）
その他		・災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等	多数